

## 令和2年第4回鹿嶋市議会定例会提出議案説明書

### 議案第50号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第10号）

#### 【政策企画部 財政課】

#### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億54万8千円を追加し、総額337億3,067万5千円となりました。

歳入の主なものとしましては、普通交付税による地方交付税の増1億5,186万5千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増1億6,178万6千円、土地売却収入による財産収入の増7,528万円、財政調整基金繰入金などによる繰入金の減2億9,283万2千円、臨時財政対策債などによる市債の増2億5,150万円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては、扶助費などによる自立支援給付事業1億8,479万3千円、新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金などによる救急医療対策経費4,614万5千円、団体宿泊費助成金による観光関係事務経費1,800万円、道路維持補修工事費による道路維持補修費3,900万円、大規模改造工事費などによる中学校大規模改造事業6,770万円などを計上しました。

#### 2 繰越明許費について

繰越明許費は、総合戦略推進事業を設定しました。

#### 3 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、老人福祉センター指定管理料、給食調理委託料、鹿嶋地方事務組合分担金（広域ごみ中継施設整備事業分）、道路維持補修工事費、高松緑地公園（公園部）指定管理料、どきどきセンター指定管理料、鹿嶋勤労文化会館指定管理料、スポーツセンター等指定管理料、北海浜多目的球技場等体育施設指定管理料について新たに設定しました。

#### 4 地方債の補正について

市債は、中学校大規模改造事業、臨時財政対策債について限度額を変更しました。

### 議案第51号 令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

#### 【健康福祉部 国保年金課】

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,521万7千円を追加し、総額

74億5,296万4千円となりました。

歳入としましては、繰越金の増2,521万7千円を見込みました。

歳出としましては、総務費の増7万7千円、国民健康保険事業費納付金の増2,130万円、諸支出金の増384万円を計上しました。

#### **議案第52号 令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

##### **【健康福祉部 国保年金課】**

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,139万8千円を追加し、総額7億8,553万6千円となりました。

歳入としましては、繰入金の増2,049万8千円、諸収入の増90万円を見込みました。

歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増2,049万8千円、諸支出金の増90万円を計上しました。

#### **議案第53号 令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

##### **【福祉事務所 介護長寿課】**

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,365万7千円を追加し、総額45億5,098万9千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金の増823万4千円、支払基金交付金の増930万5千円、県支出金の増430万8千円、繰入金の増181万円を見込みました。

歳出としましては、保険給付費の増2,470万9千円、地域支援事業費の増976万1千円、総務費の減206万円、積立金の減875万3千円を計上しました。

#### **議案第54号 令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）**

##### **【都市整備部 区画整理事務所】**

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,417万円を追加し、総額1億4,417万円となりました。

歳入としましては、平井東部土地区画整理事業基金繰入金の増1,417万円を見込みました。

歳出としましては、補償、補填及び賠償金の増1,417万円を計上しました。

## 議案第55号 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）

### 【都市整備部 下水道課】

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用7万円を追加し、総額14億4,328万3千円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、建設改良費3万9千円を追加し、総額11億2,349万4千円となりました。

## 議案第56号 鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 【政策企画部 財政課】

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、同カードの再交付手数料に係る規定の削除等を行うため、条例の一部を改正するものです。

## 議案第57号 鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 【総務部 人事課】

今回の改正は、民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて、期末手当の引下げを行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

## 議案第58号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 【総務部 人事課】

今回の改正は、一般職の職員に準じ、市長等の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。

## 議案第59号 鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 【健康福祉部 国保年金課】

今回の改正は、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の軽減

判定に係る所得基準の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

**議案第60号 鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例**  
**【健康福祉部 国保年金課】**

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

**議案第61号 鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**  
**【福祉事務所 介護長寿課】**

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するものです。

**議案第62号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について**  
**【総務部 人事課】**

鹿嶋市教育委員会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和3年1月1日から令和6年12月31日までです。

・信楽 哲（再任）

昭和44年度から38年間、鹿行地区の高等学校の教員としての勤務経験があり、学校教育現場に精通している。平成25年1月1日に教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献している。

**議案第63号 鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者の指定について**  
**【福祉事務所 介護長寿課】**

鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

#### 議案第64号 鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

【福祉事務所 介護長寿課】

鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者として、公益社団法人鹿嶋市シルバー人材センターを指定するものです。

#### 議案第65号 高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について

【都市整備部 施設管理課】

高松緑地（公園部分）の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

#### 議案第66号 訴訟の和解について

【都市整備部 区画整理事務所】

鹿嶋市平井東部土地区画整理組合が法律上の原因なくして不当に保留地を廉価処分したことに起因して提起した訴訟事件について、水戸地方裁判所から和解勧告がなされたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 議案第67号 財産の取得について

【教育委員会 総務就学課】

授業での利用や家庭学習の充実を図るため、市立小中学校への1人1台学習用端末導入に併せて学習用ドリル教材ソフトウェア等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 議案第68号 財産の取得について

【教育委員会 総務就学課】

新しい学習指導要領に資する授業基盤を構築し、学習の充実を図るため、GIGAスクール構想の推進に併せて市立小中学校に整備する大型電子黒板等を取得したいの

で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

**議案第69号 鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者の指定について**

**【教育委員会 社会教育課】**

鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者として、公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団を指定するものです。

**議案第70号 鹿嶋市立カシマスポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について**

**【教育委員会 スポーツ推進課】**

鹿嶋市立カシマスポーツセンター、ト伝の郷運動公園多目的球技場、鹿嶋市立大野第一球場及び鹿嶋市立はまなす公園球場の指定管理者として、特定非営利活動法人鹿嶋市体育協会を指定するものです。

**議案第71号 鹿嶋市立北海浜多目的球技場外3施設の指定管理者の指定について**

**【教育委員会 スポーツ推進課】**

鹿嶋市立北海浜多目的球技場、鹿嶋市まちづくり市民センター（体育館・庭球場）、高松緑地（プール・多目的球技場・野球場・庭球場・クラブハウス）及び鹿嶋市立高松球場の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

**報告第12号 専決処分について（令和2年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号））**

**【水道事業都市整備部 水道課】**

債務負担行為の限度額を3億5,678万円から4億72万3千円に改める補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

報告第13号 専決処分について（令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号））

【政策企画部 財政課】

繰越明許費に、支庁舎管理経費を設定する補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

以上で説明を終わりますが、なお詳細につきましては、お手元の議案書により御審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いいたします。